

ワークショップ 公務員に求められる職業倫理について考える

近畿大学経営学部
中谷常二（なかや じょうじ）
人事院公務員研修所
阿久澤徹（あくざわ とおる）
国家公務員倫理審査会事務局
野口孝宏（のぐち たかひろ）

公務員を取り巻く状況は年々厳しくなっており、公務員にとってもリスクマネジメント、公務員倫理、組織マネジメントなどのテーマは身近なものとなっている。これまで日本経営倫理学会では、専門職倫理としての会計倫理や技術者倫理は研究テーマとして多く取り上げられてきたが、公務員倫理に関してはあまり話題にのぼることがなかった。

今回の研究発表大会のテーマは「経営倫理の過去・現在・未来」であり、新しい経営倫理の研究分野の一端として公務員倫理をテーマとして扱うことが可能であると考え、本ワークショップを企画した。行政学や公共政策学において公務員を扱うことは当然であろうが、経営倫理学において公務員について議論するのはそぐわないという考えもあるかもしれない。しかし、多くの公務員の倫理的な問題は、行政機関の組織マネジメントと密接にかかわっている。行政組織経営における倫理的な課題の一つとして、経営倫理学会において公務員倫理を議論することは意義あることと考えられる。

また、どの職業にも共通する職業倫理もあれば、職業に応じて異なる職業倫理もある。企業と公務員、専門職と公務員との職業倫理の共通点や相違点を明らかにしていくことも経営倫理学における今後の課題となるであろう。

公務員倫理というフィールドで、どのようなテーマを論じることができるのかについても会場との討議を通じて検討したい。

スケジュール

- 10時00分～10時10分 本ワークショップの意図（中谷）
- 10時10分～30分 「我が国の公務員倫理をめぐる現状と課題」（野口）
- 10時30分～50分 「公務員倫理の新しい展開」（中谷）
- 10時50分～11時10分 「トランプ政権における公務員倫理問題」（阿久澤）
- 11時10分～20分 休憩
- 11時20分～12時00分 パネルディスカッション（司会中谷）

*質問は会場で配布する質問用紙にて承ります。休憩後回収しますので、ご記入をお願いします。

我が国の公務員倫理をめぐる現状と課題 ～倫理法・倫理規程の実務から見るポイント～

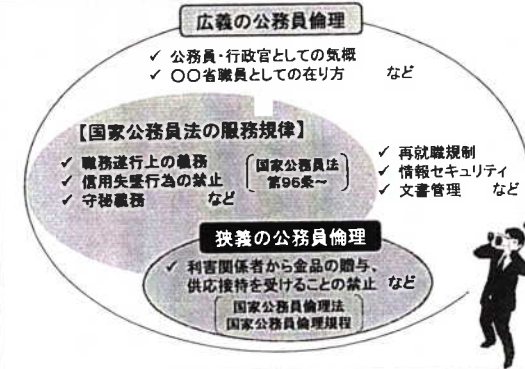
平成29年6月
国家公務員倫理審査会事務局
野口 孝宏

1

皆さんが思い浮かべる「公務員倫理」とは？

2

公務員倫理の捉え方



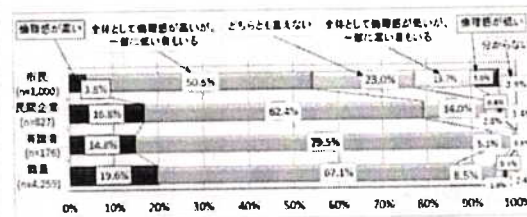
3

公務員に対して厳しい見方？期待の裏返し？

4

データで見る公務員倫理：倫理感

国家公務員の倫理感について、どのような印象をお持ちか？



※平成28年度に倫理審査会が実施した各種アンケート結果より

5

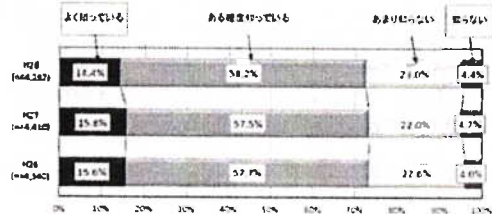
倫理に関するジェネレーションギャップ！？

6

データで見る公務員倫理：過去の不祥事の認知度

倫理法制定の契機となった1990年代後半の
公務員不祥事を知っているか？

【対 国家公務員】



※ 各年度に倫理審査会が実施した職員アンケート結果より

7

倫理法の制定経緯

- ✓ 平成7年～平成8年 幹部公務員を中心とした過剰接待事件
- ✓ 平成8年 各省庁の訓令による「倫理規程」制定
- ✓ 平成10年 金融不祥事事件

行政自身による自浄作用には期待できず、
国会議員による倫理法制定に向けた動き

- ✓ 平成11年8月 倫理法 成立〔議員立法〕
- ✓ 平成12年4月 倫理法及び 倫理規程 全面施行



8

倫理法の制定経緯

～ 倫理法制定前の主な公務員不祥事 ～

	主な接待内容
A省 (平成6年)	ゴルフ接待、ゴルフコンペの景品として商品券受領
B省 (平成7年)	飲食接待、ゴルフ接待、旅行接待
C省 (平成8年)	現金收受、乗用車借用、飲食接待、ゴルフ接待
D省 (平成8年)	飲食接待、ゴルフ接待
E省 (平成9～10年)	飲食接待、ゴルフ接待、不動産購入値引き

※ 1990年代後半の不祥事が発生する前にも、「リクルート事件」(昭和63年)など幹部公務員の汚職が発生。

9

公務員倫理の規制は厳しいものか？

10

倫理法の目的・倫理行動規準

国家公務員倫理法 (平成11年法律第129号)

第1条 この法律は、……職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

国家公務員倫理規程 (平成12年政令第101号)

➢ 第1条において、倫理行動規準を規定

- ① 国民全体の奉仕者であることを自覚し、差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たること
- ② 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私利私欲のために用いないこと
- ③ 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- ④ 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組むこと
- ⑤ 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動すること



11

倫理法・倫理規程における主なルール

1. 利害関係者との関係でのルール
 - ※「法」＝国家公務員倫理法
「規程」＝国家公務員倫理規程
 - ✓ 利害関係者との間での禁止行為 (規程第3条第1項)
 - ↳ 禁止行為の例外 (規程第3条第2項、第4条第1項)
 - ✓ 利害関係者と共に飲食をする場合の届出 (規程第8条)
 - ✓ 利害関係者の依頼による講演等に関する規制 (規程第9条)
 2. 利害関係者以外との関係でのルール (規程第5条)
 - ✓ 社会通念上相当と認められない供応接待・利益供与を受けることの禁止
 - ✓ 「つけ回し」の禁止
 3. 報告のルール
 - ✓ 贈与等の報告 (法第6条、規程第11条・第12条)
 - ✓ 株取引等の報告 (法第7条、規程第12条)
 - ✓ 所得等の報告 (法第8条、規程第12条)
- (注) 利害関係者とは、許認可、補助金交付、立入検査、不利益処分、行政指導、契約などの相手方となる事業者などのこと

12

利害関係者との間における禁止行為の全体像

> 利害関係者との間では、以下の行為が禁止

(倫理規程第3条第1項各号)

- ① 利害関係者から 金銭、物品等の贈与を受けること
- ② 利害関係者から 金銭の貸付けを受けること
- ③ 利害関係者から 無償で物品等の貸付けを受けること
- ④ 利害関係者から 無償でサービスの提供を受けること
- ⑤ 利害関係者から 未公開株式を譲り受けること
- ⑥ 利害関係者から 供給接待を受けること
- ⑦ 利害関係者と 共に遊技・ゴルフをすること
- ⑧ 利害関係者と 共に旅行をすること
- ⑨ 利害関係者をして 第三者に対して上記行為をさせること

利害関係者との間における禁止行為の例外

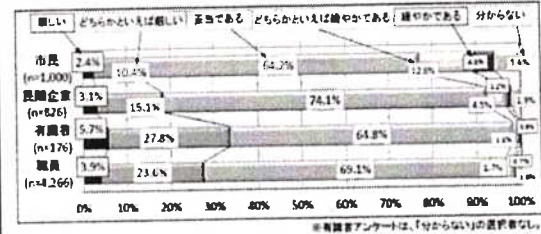
> 以下の行為は、例外として認められている

(倫理規程第3条第2項各号)

- ① 宣伝用物品又は記念品の贈与(広く一般に配布するためのもの)を受けること
- ② 職務として利害関係者を訪問した際に、提供される物品を使用すること
- ③ 職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で、利害関係者から提供される自動車(日常的に利用しているもの)を利用すること
- ④ 職務として出席した会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること
- ⑤ 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受けること
- ⑥ 多数の者が参加する立食パーティーにおいて、記念品の贈与を受けること
- ⑦ 多数の者が参加する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること

データで見る公務員倫理：倫理規制

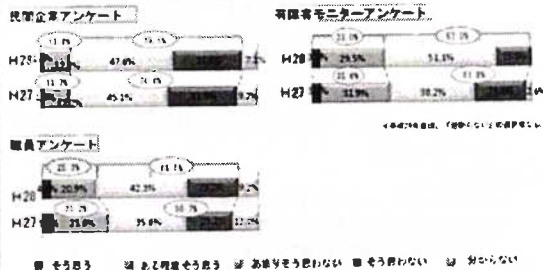
倫理規程の規制に対してどのように感じているか？



※ 平成28年度に倫理審査会が実施した各種アンケート結果より

データで見る公務員倫理：倫理規制

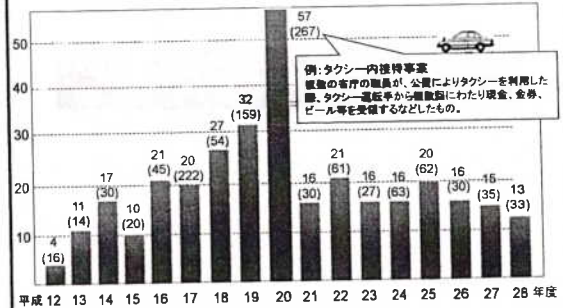
倫理規程の規制は業務に支障が生じているか？



倫理法令違反の状況は？

倫理法令違反の件数

倫理法令違反の処分等件数 (括弧内は処分等人数)



違反行為に対する措置

～ 倫理法令に違反すると懲戒処分の対象に～

↑
↓

免職 公務員関係からの排除
… 原則、退職手当は不支給

停職 一定期間、職務に従事させず、給与は不支給
… 昇給・期末手当・勤続手当に影響

減給 一定期間、俸給の月額1/5以下相当額を減額
… 昇給及び勤続手当に影響

戒告 その責任を確認し、将来を戒める
… 昇給及び勤続手当に影響 (国家公務員法第82条)

※ 上記の処分の場合、その概要を原則公表
(個人名、事業者名等については非公表)

矯正措置 懲戒処分に至らないまでも、各省庁における内部規程により「訓告」、「厳重注意」などの矯正措置がなされることもある

重大事案 この1年

平成28年度の倫理法等違反のうち、懲戒処分が行われた主な事案の概要

事案1
P省の地方支分部局の職員が、利害関係者(立入検査、監査又は監察の相手方事業者)から物品の贈与を1回受け、飲食の供応接待を2回受けた。
また、同じ事業者と利害関係がない期間において、同事業者から物品の贈与を3回受け、同事業者の口利きにより商品の割引を1回受け、同事業者を含む2事業者から飲食の供応接待を2回受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受けるなどした。
【倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項違反】
→ 停職3月

重大事案 この1年

事案2
Q省の地方支分部局の職員が、利害関係者(契約の相手方事業者)から金銭の貸付けを少なくとも27回(合計9万2千円)受けた。
【倫理規程第3条第1項第2号違反】
→ 減給6月

事案3
R省の地方支分部局の職員が、利害関係者(立入検査、監査又は監察の相手方事業者)から、飲食の供応接待を1回(約4千円)受け、自己に係る費用を負担することなく同業者とタクシーに3回同乗し無償で役務の提供を受け、物品の贈与(約4千円)を受けた。
【倫理規程第3条第1項第1号・第4号・第6号違反】
→ 戒告

重大事案 この1年

事案4
S省の地方支分部局の職員が、利害関係者(契約の相手方事業者)から有利便宜な取り計らいを得たいなどの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、7回にわたり、合計約32万2千円相当の飲食の供応接待を受けた。
また、同事業者を含む利害関係者(契約の相手方2事業者)から、飲食の供応接待を3回(合計約1万円相当)受けた。
【倫理規程第3条第1項第6号違反】
→ 免職 (倫理法令違反のほか、国家公務員法違反も併せて処分)

重大事案 この1年

事案5
T省の地方支分部局の職員が、利害関係者(契約の相手方事業者)から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、2回にわたり、それぞれ額面金額100万円相当の商品券の贈与を受けた。
【倫理規程第3条第1項第1号違反】
→ 免職 (倫理法令違反のほか、国家公務員法違反も併せて処分)

事案6
U省の地方支分部局の職員が、利害関係者(契約の相手方事業者)から、有利便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼の趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、23回にわたり、合計約17万8千円相当の飲食及び宿泊の接待を受けた。
【倫理規程第3条第1項第6号違反】
→ 免職 (倫理法令違反のほか、国家公務員法違反も併せて処分)

公務員倫理の実務における主要課題

1. 職員の倫理意識の醸成
 - > 倫理研修を受講した職員は、在職者数に対する比率で見ると165%。
 - > 一方、倫理研修を「長期間受講していない」又は「一度も受講したことがない」という職員も1割程度存在。その要因分析とともに、受講促進・内容充実が課題。
2. 倫理的な組織風土の構築
 - > 各職場において、いわゆる「風通しの良い職場環境」を構築していくことが重要であり、各省庁の管理職層による意識的な行動が鍵。
 - > 相談・通報窓口については、全省庁で設置。組織外にも窓口を設置している省庁も多く、窓口の整備・充実が課題。
3. 違反への厳正かつ迅速な対応
 - > 倫理法等違反事案は年間十数件。しかしながら、そのうち数件が取崩罪などの重大事案。
 - > 違反の背景分析、再発防止策の構築・浸透、幹部職員によるリーダーシップの発揮に向けた取組などが課題。

「公務員倫理の新しい展開」

近畿大学経営学部
中谷常二

公務員倫理にかかわる法

- 日本国憲法 第15条：公務員の地位・選挙権・投票の秘密について。
「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」
- 国家公務員法（昭和22年政令）
- 刑法197条：「公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する」

度重なる不祥事が起きることにより

- 国家公務員倫理法（平成11年政令）
- 国家公務員倫理規程（平成12年政令）

国家公務員法 ・ 国家公務員倫理法

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| • 服務の宣誓 | • 利害関係者からの受領規制 |
| • 守秘義務 | • 利害関係者との接触規制 |
| • 争議行為の禁止 | • 透明性の確保 |
| • 職務命令に従う義務 | |
| • 信用失墜行為の禁止 | |
| • 職務専念義務 | • 利害関係者との接待や贈答品の受領の禁止 |
| • 政治的行為の禁止 | • 倫理審査会で審査、処分 |
| • 私企業からの隔離 | • 国家公務員倫理法は公務員の汚職に対する認識を一変させた法律ともいえる。 |
| • 各省庁で処分 | |

二つの倫理

倫理

消極的禁止命令（～するな）

→ 禁止命令（服務規律など）の倫理

積極的義務（～したほうがよい、より善いことを行う）

→ 意思決定のための倫理

新しい公務員倫理研修

- これまでの公務員倫理研修は、公務員にルールを守らせ、不祥事をおこさせないようにすることが主たる目的とされてきた。しかし、この取り組みは重要なことではあるが、不祥事とは無縁の大多数の公務員にとってはあまり意義あるものとはいえない。
- 普通に法令を守り、不正を犯さない職員にとっても有意義な公務員倫理研修の在り方はないのであろうか。ここに「新しい公務員倫理」研修の在り方を提案したい。「新しい公務員倫理」は、コンプライアンス・アプローチの次のステップになる。公務員がよりよい行政について考えるための思考法、価値観を身につけ、これを習慣化させることにより、その実現をめざすものとなる。

消極的禁止命令

- 消極的禁止命令（～するな）

禁止命令（服務規律など）の倫理

- 服務規律：多くは「消極的倫理」が明文化されたもの。

- 公務員に特有といえる服務規律の例
 - ① 争議行為の禁止
 - ② 政治的行為の制限
 - ③ 私企業からの隔離
- 平成12年 国家公務員倫理法の施行